

拡充しました！

＜中小・小規模の事業者向け＞北広島町新型コロナウイルス感染症対策事業

- ①申請期間延長
- ②対象月拡大
- ③新規創業者拡大

きたひろ事業者応援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上高が減少した事業者
に、企業活動継続のための給付金を交付します。【令和2年5月21日受付開始】

【給付額】一律 10 万円

【申請期間】令和2年^①8月末まで

【給付対象】新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年
^②2月から令和2年7月までのいずれかの月の売上高が、前年
同月※に比べ20%以上減少している次の方

- 町内で商工業を営む法人又はその他の団体（みなし法人含む）、個人事業主（ただし、公共法人又は公益法人等、協同組合等は除きます。）
- 前年所得の申告をされている方で、町税・使用料の滞納のない方（ただし、新型コロナウイルス感染の影響で徴収猶予を受けている方は除きます。）
- 今後も企業活動を継続する意欲のある方
- 暴力団等に関係していないこと
- 法令及び公序良俗に反していないこと

【新規創業者】

a 新規創業者（令和元年7月～12月までの創業）は、創業した月から12月までの平均売上高を比べます。

b 新規創業者（^③令和2年1月～3月までの創業）は、令和2年4月から7月までのいずれかの月の売上高と、創業月から3月までの平均売上高を比べます。

【申請方法】

- 申請書類を、持参（代理でも可）又は郵送で北広島町商工観光課又は北広島町商工会へ提出してください。（郵送の場合は8月31日必着）
- 申請書類確認後、申請者の口座へ振り込みます。

詳しくは・・・北広島町ホームページ

応援給付金

で検索



お問合せ

北広島町商工観光課

TEL050-5812-8080

（〒731-1595 北広島町有田 1122 道の駅舞ロード IC 千代田管理棟）

北広島町商工会事務局

TEL0826-72-2380

（〒731-1533 北広島町有田 1234-1）